〃（船舶・電力を除く）	22,007	21,715	21,546	21,539	6,945	7,931	7,233	7,992
	(　−2.6)	(　−1.3)	(　−0.8)	(　−0.0)	(　4.2)	(　14.2)	(　−8.8)	(　10.5)
	〔　−1.7〕	〔　−4.6〕	〔　−0.8〕	〔　−4.6〕	〔−11.3〕	〔　2.4〕	〔　−1.1〕	〔　16.5〕
製造業	9,313	9,031	8,550	8,407	2,724	3,087	2,862	2,971
	(　−3.4)	(　−3.0)	(　−5.3)	(　−1.7)	(　4.9)	(　13.3)	(　−7.3)	(　3.8)
	〔　−7.6〕	〔　−9.5〕	〔−11.1〕	〔−12.1〕	〔−18.2〕	〔　−3.9〕	〔　−9.8〕	〔　−6.2〕
非製造業（船舶・電力を除く）	12,808	12,772	13,491	13,072	4,164	4,759	4,472	5,607
	(　−0.7)	(　−0.3)	(　5.6)	(　−3.1)	(　0.3)	(　14.3)	(　−6.0)	(　25.4)
	〔　3.1〕	〔　−1.3〕	〔　7.4〕	〔　2.8〕	〔　−5.5〕	〔　9.8〕	〔　4.8〕	〔　34.3〕
官公需	7,689	7,202	6,942	6,949	2,300	2,651	2,485	3,599
	(　1.0)	(　−6.3)	(　−3.6)	(　0.1)	(　15.2)	(　15.2)	(　−6.3)	(　44.8)
	〔　26.7〕	〔　18.1〕	〔　−1.5〕	〔　−6.9〕	〔　1.5〕	〔　−5.9〕	〔　−8.0〕	〔　51.1〕
外需	23,009	20,593	21,246	23,670	6,740	10,254	8,217	9,066
	(−15.6)	(−10.5)	(　3.2)	(　11.4)	(　1.0)	(　52.1)	(−19.9)	(　10.3)
	〔　−9.4〕	〔−18.0〕	〔−16.5〕	〔　−8.8〕	〔−21.0〕	〔　27.5〕	〔　6.7〕	〔　17.1〕
代理店	2,759	2,720	2,648	3,000	894	1,209	748	918
	(　−4.0)	(　−1.4)	(　−2.6)	(　13.3)	(　−0.3)	(　35.2)	(−38.2)	(　22.7)
	〔　7.8〕	〔　11.7〕	〔　−1.8〕	〔　4.2〕	〔　−4.1〕	〔　11.3〕	〔−16.6〕	〔　−1.6〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、(　) 内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成24年４～６月	７～９月	10～12月	平成25年１～３月	平成25年２月	３月	４月	５月
Ⅰ 製造業計	−3.4	−3.0	−5.3	−1.7	4.9	13.3	−7.3	3.8
1 食品製造業	5.3	−10.9	11.4	−7.5	1.5	17.9	−18.4	9.1
2 パルプ・紙・紙加工品	13.7	−5.2	90.1	−12.6	−47.8	79.4	−69.5	129.9
3 化学工業	−14.4	−19.5	15.7	−15.7	7.8	−20.7	7.9	48.2
4 石油製品・石炭製品	−0.3	28.2	22.0	28.7	−55.9	237.3	−63.3	7.1
5 鉄鋼業	−11.2	42.1	−34.0	−0.3	29.8	−33.1	49.1	−16.7
6 非鉄金属	9.6	−11.2	−21.9	58.7	118.2	1.7	−36.9	−42.8
7 金属製品	−3.7	−6.9	13.2	−7.1	24.4	−7.8	−16.8	23.0
8 一般機械	−2.4	−9.1	−5.4	2.0	−6.0	13.3	−4.7	16.0
9 電気機械	−12.9	0.2	−4.9	0.7	25.4	−3.5	24.6	−34.6
10 情報通信機械	27.2	−6.7	−9.2	−16.1	−19.4	25.9	−6.5	6.4
11 自動車・同付属品	−8.5	−8.7	3.4	8.5	−8.2	10.4	−13.7	4.5
12 造船業	−25.2	−17.4	2.4	−6.0	−12.0	63.8	15.1	−46.1
13 その他輸送用機械	−19.2	0.6	−21.5	−15.2	29.4	0.1	12.5	39.3
14 精密機械	−16.3	14.1	−13.2	13.2	10.6	−5.7	−10.5	−5.5
15「その他製造業」	−7.5	−6.3	7.5	−1.6	36.6	−10.5	−11.0	6.6
Ⅱ 非製造業計	1.9	−2.0	2.3	−1.7	−6.7	22.2	−12.7	27.0
16 農林漁業	8.0	−10.0	2.4	5.7	1.8	−8.2	3.4	21.7
17 鉱業・採石業・砂利採取業	3.1	−11.3	11.0	18.1	−8.8	−14.3	−12.5	−22.8
18 建設業	2.0	−3.6	23.8	10.4	1.2	5.6	7.0	3.2
19 電力業	2.8	−13.3	−12.3	10.8	0.6	73.1	−34.2	−12.7
20 運輸業・郵便業	−4.7	24.9	2.8	11.1	−9.6	33.1	−32.7	70.2
21 通信業	−4.7	−7.4	−1.7	−12.3	−1.7	−5.6	17.4	15.1
22 卸売業・小売業	17.8	−17.1	13.3	−1.9	4.0	4.6	10.0	23.2
23 金融業・保険業	−5.0	−3.6	14.6	−12.3	−30.1	54.2	−12.3	106.3
24 不動産業	17.5	−23.4	30.7	−1.0	20.9	26.1	−6.3	−6.2
25 情報サービス業	3.1	−5.8	1.9	−5.3	−3.6	18.0	−7.7	12.5
26 リース業	13.6	−3.6	24.1	−16.6	−1.8	3.1	39.9	−0.5
27「その他非製造業」	−2.0	7.3	7.1	−1.7	−7.9	8.8	3.6	−4.4

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。

２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。

３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。

４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成25年７月９日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成25年７月24日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ケント・エス・シリーズ・１・100・ボックス	ＦＳＫ　20本	Korea	400円
紙巻たばこ	ケント・エス・シリーズ・メンソール・１・100・ボックス	ＦＳＫ　20本	Korea	400円
パイプたばこ	チョイス・アロマティック	30.0ｇ　パウチ	デンマーク	690円
パイプたばこ	チョイス・ダークチョコレート	30.0ｇ　パウチ	デンマーク	690円
パイプたばこ	チョイス・グレープ	30.0ｇ　パウチ	デンマーク	690円
かぎたばこ	チル・ミント３	5.5ｇ　プラスティックケース	スウェーデン	550円
かぎたばこ	アルカポネ・ミント３	6.0ｇ　プラスティックケース	スウェーデン	500円
紙巻たばこ	マールボロ・クリア・シックス・ボックス	ＦＫ　20本　ハードパック	オランダ	440円
紙巻たばこ	マールボロ・クリア・エイト・ボックス	ＦＫ　20本　ハードパック	オランダ	440円